

無料 法律相談

随時受付中です！一人で悩まず
組合・弁護士にご相談ください
☎03-5390-6021

けんせつ北部

(購読料は組合費の中に含まれています)
定価三十円

発行所
東京土建一般労働組合
城北ブロック会議
東京都豊島区西池袋5-22-15
板橋 (3963) 5 3 2 5
練馬 (3825) 5 5 2 2
豊島 (3986) 2 4 7 1
※北 (5390) 6 0 2 1
発行人代表者 川合 正人
発行日 1日、9日、17日、25日

事業所関係書類 提出のお知らせ

7月は源泉所得税の特例の上期納付
厚生年金の算定基礎届の提出があります。

個人法人ともに事業主の方は
対応が必要となりますのでご注意ください！

源泉徴収納付期限：7月10日

※新型コロナの影響で国税の申告・納付が難しい方は
源泉の納付期限延長が可能です。
(期限延長申請書の提出が必要です)

厚生年金算定基礎届

相談・記入会日時：7月13日・14日・15日

年金事務所の調査の対象となっている事業所は、必ず支部
事務所に連絡をしていただくようよろしくお願いします。

第44回 春の住宅デー 住宅相談で地域にアピール



地域の方からの相談を受ける十央の豊島分会長
十央分会では休日行動でも住宅相談を行いました

地域貢献から 地元との信頼関係を

6月6日・13日 熊宣言の中での取
の2週にわたり、 組みとなり、各分
北支部春の住宅デ 会センターで住宅
ーが開催されまし 相談に絞っての開
た。 催となりました。
今年度は緊急事 今までのように

新型コロナの影響により 21年の収入減少が見込まれる方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
生活が著しく困難になり、次のいずれかの
要件を満たす方は保険料が免除となります。

【申請期間：2021年7月5日(月)～2021年11月19日(金) 国保組合必着】
【対象となる保険料：2021年10月から2022年3月分まで(最大4カ月分)】

- ①主たる生計維持者(世帯主)が死亡または重篤な傷病を負った組合員 ⇒ 保険料(4カ月分)を免除
- ②組合員の建設産業の収入が2019年または2020年と比べて30%以上減少することが見込まれる組合員 ⇒ 保険料(2カ月～4カ月分)を免除

収入の減少率に応じて免除期間を決定します。

<2020年と比較する場合>

収入の減少率	保険料の免除期間
50%以上	4カ月
40%以上 50%未満	3カ月
30%以上 40%未満	2カ月

※上記に加え、2020年の合計所得が1,000万円以下および減少が見込まれる収入以外の所得の合計が400万円以下である場合が対象です。

<2019年と比較する場合>

収入の減少率	保険料の免除期間
30%以上	2カ月

※上記に加え、2020年・2019年の合計所得がそれぞれ1,000万円以下および減少が見込まれる収入以外の所得の合計がそれぞれ400万円以下である場合が対象です。

【注】収入減少の主な原因が離職・転職等によるもので、新型コロナウイルス感染症の影響ではない場合は対象になりません。

ご自身が免除の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、ご所属の支部または東京土建国保組合資格課にお問い合わせ下さい。

なお、申請の窓口はご所属の支部になります。

東京土建国民健康保険組合 資格課(03-5348-2988)

多くの地域住民を
集めての、お祭り
的な住宅デーとは
離れたものとなり
ました。今で
「きる事」として最
大限新型コロナ対
策をおこなった上
で実施しました。
会場近隣への宣
伝も積極的におこ
なな結果、各分
会住宅相談・問
合わせもあり、仲
間の仕事確保へと
繋がりました。北
区のリフォーム助
成制度についても
問い合わせを受け
ます。

以前
の住宅デーをお
こなえるようにな
る迄はまだしばら
かかると思われ
ますが、引き続き
地域貢献から住民
や自治体との信頼
関係を築いていき
ます。



テレワークが増えたこともあり
住宅相談は例年より増加

豊王分会

例年とは大きく違う
住宅デー



た。午前10時より
午後2時半ごろま
で、包丁研ぎや、
まな板削りは無く
住宅相談のみの寂
しい催しでした。

それでも5件の
相談がありました
た。本来なら小さ
な子供達で賑わ
柳田公園で開催
ですが、昨今のコ
ロの影響で今はし
かたがないです
ね。
秋には終息して
飛鳥山での大住宅
デーを全分会で賑
やかに開催でき
るといいですね。祈
るばかりです。
(豊王 菅谷政一)



豊王 菅谷政一
です。今迄の自分も少
い。今迄の自分も少
潮時かなあとも思
な。300号は大き
ま。せん。後継者も
つ。け。な。け。れ。ば。見
す。が。も。思。つ。て。み
う。と。も。思。つ。て。み
部。長。を。や。つ。て。み
なら。も。う。少。し。教
た。ら。と。： 紙面
を。飾。り。分。会。の。仲
に。楽。し。ん。で。も。ら。え
た。ら。と。： 紙面
なら。も。う。少。し。教
部。長。を。や。つ。て。み
う。と。も。思。つ。て。み
す。が。も。思。つ。て。み
ま。ま。ん。後。継。者。も
つ。け。な。け。れ。ば。見
な。300号は大き
な。300号は大き
な。300号は大き



あすか山
この6月で30
0号を迎えたわが
豊王分会の機関紙
「ほうおう」
私は100号か
らの受け継ぎな
で正月200号、
年月にする17年
近く1回の休刊も
無く続けられたの
は仲間の協力はも
ちろんです。自
分自身の健康にも
恵まれた事、自分
の趣味も活きた事
などがあります。
新型コロナの影響
で組合活動も停
止している今、新
聞作りも大変で
す。こんな時こそ
私の好きな「旅」
や「鉄道」で紙面
を飾り分会の仲間
に楽しんでもらえ
たらと。

家づくりの後継者、建築のスペシャリストを養成

東京建築カレッジ

東京土建が設立運営する学校

入学・就職相談受付中

- 実習を中心に伝統技術を学ぶ
- 構造設計、コンピュータ-CADも学習
- 登校日、毎週金・土の2年制

応募資格 18歳以上、働きながら学ぶ意欲のある方
 入学金 10万円
 授業料 月額3万1千円
 雇用保険加入者は賃金助成制度適用

職業能力開発短期大学校 東京建築カレッジ
 東京都豊島区池袋1-8-6 ☎03-5950-1771

栗木さんの「厚生労働省の協力要請もありまして」の一言から、所長も快く迎えて下さり現場事務所にて懇談。内容は①新型コロナウイルス感染症対策②建設工事従事者の安全対策③建退共加入

安全衛生自主点検表を渡し、報告をお願いしました



全国安全週間 現場訪問行動

6月25日時々強く降る雨の中、2班に分かれ、最初の目的地「西が丘小学校新築現場」に向かう。アポなしで安全週間の準備期間に現場訪問をお願いする。

促進④入札契約の一次下請けとの材適正化⑤建設労働者の処遇改善などを中心に懇談を行いました。「コロナ対策はマスクと消毒による徹底。工、下請け会社の判断で違う現場に

月次支援金の申請がスタート

支部では制度学習と申請作業のサポートも

行っている人もいるだろう」との回答でした。午後梅雨の晴れ間に。再び同じメンバーで十条駅西口地区再開発事業現場に。訪問の趣旨を説明すると所長と安全担当の女性が対応。建設キャリアアップは全ての作業員が利用している、建退共も実施しているとの回答でした。最後に労基署からの安全衛生自主点検表をお渡しし、ご報告をお願いし退所。

他にJR北赤羽駅近くの元住宅展示場の赤羽北2丁目計画現場とJR

(教宣部三上伸行)

赤羽駅南口のホテル計画新築工事現場にも伺いました。2班に分かれ、東京土建のベストとヘルメットの格好で公共工事現場5か所を中心合計13現場を訪問する事ができました。筆者は取材という形で同行しましたが現場訪問が初めての体験で、PAL会長栗木さんの慣れた様子が頼もしかった。またどこかの活動に取材に伺う予定ですので、その際はよろしくおねがいします。

建設アスベスト 被害賠償給付金法案 可決成立!

6月2日、衆議院厚生労働委員会では、未提訴の建設アスベスト被害者に裁判和解額と同額の給付金を支給する「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等支給に関する法律案」を全会一致で可決。法案は翌日、衆議院本会議で可決され、6月9日に参議院本会議で可決成立しました。



6月16日に開催された「建設アスベスト訴訟の全面解決を目指す全国総決起集会」

本法律により3万人以上の未提訴被害者に給付金が支給される。建設アスベスト被害者に東京土建が掲げてきた、「被害を受けた人が裁判をしないでも救済される仕組み」が実現することとなり、確定しました。また、ト訴訟原告団と共に東京土建が掲げてきた、「被害を受けた人が裁判をしないでも救済される仕組み」が実現することとなり、確定しました。また、ト訴訟原告団と共に東京土建が掲げてきた、「被害を受けた人が裁判をしないでも救済される仕組み」が実現することとなり、確定しました。

労働者安全機構」に申請すれば給付金を受け取れるようになります。建材メーカーの責任を追及する運動は、大衆的な運動を前進させていくことを基本に与党との継続協議と共に野党との懇談、調整をしながら建材メーカーの責任についての具体化を図ります。また並行して建材メーカーとの直接交渉を進めていきます。(書記・石島淳)



6月におこなった月次支援金学習会 参加者は15名、その後個別相談を受けています

員の窮状を訴えるため、中小企業庁への要請行動をおこない、その結果、建築事業者も「一時支援金」の対象であることが明確になりました。北支部では6月29日(火)に月次支援金

学習会を開催、本支部より山本専従常任を講師として招き、制度の内容などについて解説頂きました。また7月5日から9日にかけて個別相談を行い申請作業のサポートをおこなっています。しかしまだ制度の周知が徹底されていない状態ですので、再度学習会の開催をおこないます。同時に新制度の東京土建の支援金についても学べるようにします。

第2回・月次支援金 東京都中小企業等月次支援金 学習会

国の月次支援金への上乗せ、国の月次支援金の対象とならない30%~50%未満の売上げ減少を対象にした、東京都独自の月次支援金がスタートします。国の月次支援金と合わせて改めて学習会を開催します。

- ◆日時 7月28日(水) 19時~
- ◆北支部事務所3階

